

議第 8 3 号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

広島県手数料条例（平成 1 2 年広島県条例第 5 号）の一部改正（令和 6 年広島県条例第 6 号による改正）を踏まえ、所要の規定の整備をするものです。

2 構造計算適合性判定に係る手数料

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「建基法」といいます。）においては、建築主は建築物を建築しようとする場合、原則、当該建築物に係る計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事の建築確認を受け、建築確認済証の交付を受けなければならないと規定されています。

この計画のうち、建基法において詳細な構造計算が必要と定められている建築物は、その構造計算に係る部分について、都道府県知事又は都道府県知事が指定する民間の構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」といいます。）の構造計算適合性判定を受けなければならないと規定されており、建築主事への建築確認の申請とは別に、建築主が都道府県知事等に直接申請することとなります。

本市においては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）等の一部の建築関係法令に基づき、建築物に係る計画の認定の申請と併せて、建基法の規定に基づく構造計算適合性判定が必要な建築確認の申請書が提出された場合には、当該構造計算適合性判定を都道府県知事等に依頼する必要があるため、広島県が定める手数料を踏まえ、当該審査に係る手数料を定めています。

3 条例改正の内容

広島県手数料条例が一部改正され、構造計算適合性判定に係る審査手数料が改定されたことを踏まえ、本市における審査手数料について所要の規定の整備を行います。

4 施行期日

公布の日